

別表に掲げる事実につき

1. 令和5年10月11日の株式会社オカムラ食品工業に係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量 100 株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量 0 株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格 2,522 円に当該超える数量 100 株(100 株－0 株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(2,522 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - (2,383 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 13,900 \text{ 円}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

2. 令和5年10月17日の株式会社ナレルグループに係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量 200 株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量 0 株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格 2,572 円に当該超える数量 200 株(200 株－0 株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(2,572 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (2,400 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,402 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 34,200 \text{ 円}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

3. 令和5年10月18日の株式会社AB & Companyに係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量 300 株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量 0 株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格 1,112 円に当該超える数量 300 株(300 株－0 株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(1,112 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (1,050 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,051 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) = 18,400 \text{ 円}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

4. 令和5年10月20日の株式会社アルファに係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量 200 株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量 0 株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格 1,555 円に当該超える数量 200 株(200 株－0 株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(1,555 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (1,365 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,366 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 37,900 \text{ 円}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

5. 令和5年10月23日の株式会社キューソー流通システムに係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量 300 株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量 0 株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格 982.8 円に当該超える数量 300 株(300 株－0 株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(982.8 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (946 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) = 11,040 \text{ 円}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

6. 令和5年10月25日の株式会社串カツ田中ホールディングスに係る取引について

違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量 200 株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量 0 株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格 1,736 円に当該超える数量 200 株(200 株－0 株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(1,736 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (1,684 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,688 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 10,000 \text{ 円}$$

7. 上記1. ないし6. により算定した額の合計

$$10,000 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円となる。}$$